
告 示

石川県告示第435号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
金沢港機能強化整備（クルーズターミナル）建設工事（建築） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部監理課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成30年8月22日
- 落札者の名称及び所在地
豊蔵・北川・高田・ムラジ特定建設工事共同企業体
金沢市長土堀三丁目13番8号
- 落札者の代表者及び代表者以外の構成員の名称及び所在地
 - 代表者
株式会社豊蔵組
金沢市長土堀三丁目13番8号
 - 代表者以外の構成員
 - 北川ヒューテック株式会社
金沢市神田一丁目13番1号
 - 株式会社高田組
金沢市長田二丁目4番8号
 - ムラジ建設株式会社
金沢市諸江町上丁436番地
- 落札金額
2,697,840,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成30年6月21日

石川県告示第436号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	小松鶴来線	小松市本折町21番2地先から 小松市龍助町38番1地先までの上下線	平成30年10月5日

石川県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年10月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
359号	金沢市東山三丁目213番1地先から 金沢市森山一丁目101番地先まで	旧	14.99~16.40 280.0	
		新	14.99~37.59 280.0	

石川県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、平成30年10月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	359号	金沢市東山三丁目213番1地先から 金沢市森山一丁目101番地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月5日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

ウイルス対策ソフトのライセンス使用料 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年11月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1322 F A X 番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

平成30年10月5日(金)から同月19日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成30年10月23日(火)午前11時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎8階 812会議室(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

石川県告示第429号の布告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第429号

平成30年度クリーニング師研修の指定(平成30年石川県告示第327号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

3及び4を次のように改める。

3 開催年月日

主催者が別に定める日

4 開催地

主催者が別に定める場所

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ドラフトチャンパー 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成31年3月15日

(4) 履行場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を平成30年10月23日(火)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 平成30年11月6日(火)午前9時30分
 開札 入札後、その場で直ちに行う。
 場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中 村 良	かほく市大崎4字12番地148	平成30年3月31日
〃	中 村 修 一	〃 大崎2字19番地	〃
〃	長 原 吉 也	〃 大崎中44番地	〃
〃	喜 綿 雅 之	〃 大崎ル1番地	〃
〃	石 黒 俊 和	〃 大崎ト14番地2	〃
監事	杉 村 武 志	〃 大崎ル4番地	〃
〃	小 寺 直 哉	〃 大崎ル45番地1	〃
〃	中 村 肇	〃 大崎チ130番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	市 村 達 也	金沢市泉2丁目13番2号	平成30年9月10日
〃	上 野 年 紹	かほく市宇野気ト28番地3	〃
〃	河 上 孝 光	河北郡津幡町宇津幡イ1番地198	〃

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	穴 田 雅 晴	金沢市才田町甲183	平成30年9月8日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	野田 稔彦	かほく市大崎5字316番地1	平成30年4月1日
〃	小村 悟	〃 大崎ホ1番地甲	〃
〃	長原 吉也	〃 大崎中44番地	〃
〃	中村 修一	〃 大崎2字19番地	〃
〃	中村 肇	〃 大崎チ130番地	〃
監事	中村 良	〃 大崎4字12番地148	〃
〃	小村 一彦	〃 大崎ロ86番地	〃
〃	杉村 武志	〃 大崎ル4番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	垣内 要	野々市市押野五丁目42番地	平成30年9月11日
〃	山田 義幸	かほく市七窪ヲ36番地40	〃
〃	岩本 正男	河北郡津幡町字南中条4号31番地4	〃

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社柏木農機
柏木 俊一
金沢市福久町ハ60番地
- 変更した事項
 - 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(変更前) 合名会社柏木農機店
柏木 俊一
金沢市福久町ハ60番地
(変更後) 株式会社柏木農機
柏木 俊一
金沢市福久町ハ60番地

屋外広告物講習会開催公告

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第86条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 講習会の日時

平成30年11月5日(月)午前9時15分から午後5時まで

2 講習会場

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター本館3階第3研修室

3 受講対象者

屋外広告業に携わる者

4 講習の科目

- (1) 広告物等に関する法令
- (2) 広告物等の表示に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

5 講習の免除

次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4(3)に掲げる広告物等の施工に関する事項の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許で帆布製品科に係るものを受けた者

6 受講申込書の受付期間

平成30年10月5日(金)から同月19日(金)まで

7 受講申込書の提出先

〒920-0853 金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階
石川県屋外広告業協同組合

8 受講手数料

2,500円に相当する石川県証紙を受講申込書に添えて納入すること。

9 その他

- (1) 受講申込書は、石川県屋外広告業協同組合へ請求すること。
- (2) 講習の詳細な点についての問合せ先
石川県土木部都市計画課景観形成推進室
電話番号 076-225-1759
石川県屋外広告業協同組合
電話番号 076-222-6223

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市七窪口11番1、11番3、12番5及び12番9	幅員 6.00m 延長 25.86~50.71m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	平成30年9月13日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成30年10月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字中島口54番1から54番5まで、54番7、54番8、55番1、55番3、56番1、57番3、57番5、57番6、58番4及び水路の無籍地	水路 能美郡川北町字中島口54番7、54番8及び水路の無籍地 公園 能美郡川北町字中島口57番6、58番4	能美郡川北町字中島ヲ100番地 高鍬金庫株式会社

監 査 委 員

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年10月5日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター	平成30年9月4日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年10月5日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(別 紙)

営 第 1374 号
平成30年9月7日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成30年8月23日付け石監査第268号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	営繕課	公用車の運行に際しては、交通法規の遵守の徹底とともに、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に注意喚起をいたしました。 また、今後このようなことがないように、課全体で安全運転に努めるとともに、公用車を運転する機会が多い職員を対象に実施されている「自動車運転技術向上研修」に職員を順次受講させることとしています。

